

# 国民健康保険税のお知らせ

平成26年度の納税通知書を6月中旬に郵送します

問い合わせ  
国民健康保険グループ  
(☎051771)

## 本年度の税率は、昨年度から変更ありません

区分	医療給付費分		介護納付金分		後期高齢者医療支援金等分	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
(A)所得割	8.3%	各加入者の【平成25年中の所得-33万円】の合算×8.3%	2.5%	40歳以上65歳未満の各加入者の【平成25年中の所得-33万円】の合算×2.5%	1.8%	各加入者の【平成25年中の所得-33万円】の合算×1.8%
(B)均等割	2万6,000円	世帯の加入者数×2万6,000円	5,200円	40歳以上65歳未満の加入者数×5,200円	3,800円	世帯の加入者数×3,800円
(C)平等割	2万5,000円	1世帯当たりの定額	5,800円	40歳以上65歳未満の方がいる1世帯当たりの定額	4,000円	1世帯当たりの定額
課税限度額	51万円		12万円		14万円	
合計	(A)+(B)+(C) =医療給付費分合計 ①		(A)+(B)+(C) =介護納付金分合計 ②		(A)+(B)+(C) =後期高齢者医療支援金等分合計 ③	
①+②+③=1年間の国民健康保険税額						

※国民健康保険税は、国民健康保険の財政状況に応じて、毎年税率などの見直しを行っています。

## 国民健康保険税の納め方 ※納付には、口座振替が便利です。

1. 納付書（普通徴収） 2. 口座振替（普通徴収） 3. 年金からの天引き（特別徴収）  
年金からの天引きとなった場合でも、申し出により口座振替に変更できます。

すでに年金から天引きされている世帯	これからも年金からお支払いいただきます。 ※納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。
まだ年金から天引きされていない世帯	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <p>①天引きの対象となる年金の受給年額が18万円未満の方 ②介護保険料との合計額が、天引きの対象となる年金受給額の半分を超える方 ③世帯主が国民健康保険に加入していない世帯 ④65歳未満の国民健康保険被保険者がいる世帯 ⑤世帯主が年度内に75歳になる世帯</p> </div> <div style="margin: 0 10px; font-size: 2em;">⇒</div> <div> <p>納付書または口座振替で納めていただきます。</p> </div> </div> <p>⑥4月1日までに世帯主が65歳になった世帯で、上記①～⑤に該当しない場合 9月末納期（第4期）分までの保険税は、納付書または口座振替で納めていただき、それ以降は10月（偶数月）に支給される年金から天引きが始まります。 ※納付方法変更の申し出をした場合は、口座振替で納めていただきます。</p>
上記以外の世帯 ※4月2日以降に国民健康保険に加入した世帯など	年金からの天引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。 ※加入時期などにより、年金からの天引きの開始時期が異なります。

## 特別徴収の額

<すでに特別徴収となっている場合>

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
本年度の税額が決定する前は、仮算定された税額（前年度2月と同額）を徴収します。			税額決定後、年間税額から仮徴収分を差し引いた額を徴収します。		

<年度途中から特別徴収を開始する場合（10月から開始の例）>

普通徴収				特別徴収（本徴収）		
1期（6月）	2期（7月）	3期（8月）	4期（9月）	10月	12月	2月
年間税額のおおむね半額を4回に分けて、これまでどおり納付書または口座振替で徴収します。				残りの半額を年金から徴収します。		

## 耐震診断に補助金を交付します

市は市内の一定規模の建築物や、木造住宅の耐震診断の実施に要する費用の一部を、建物所有者に対し補助します。補助金を受けるためには、市が定めた要件を満たすことが必要です。

▶ **申込期間** 6月2日(月)～16日(月)

▶ **主な条件・補助額**

### 【一定規模の建築物に対する補助】

- ・耐震改修促進法で定める特定既存耐震不適格建築物であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工した建築物であること
- ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
- ・市税の滞納がないこと

### 【木造住宅に対する補助】

- ・一戸建て住宅または併用住宅であること
- ・地上2階建て以下の在来軸組工法であること
- ・所有者（個人に限る）が居住する住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅であること
- ・建築基準法その他関係法令に違反がないこと
- ・市税の滞納がないこと

補助対象費用の3分の2（限度額200万円）

耐震診断に要する費用の3分の2（限度額5万円）

▶ **申込方法** 補助を希望する所有者は、建築住宅グループ備え付けの意向確認書に必要事項を記載し提出してください

※意向確認書提出時に図面などを持参願います。

※予算額を超える申し込みがあった場合は、選考を行います。

※申し込みが予算額に届かない場合は、その後随時申し込みを受け付けします。

▶ **問い合わせ** 建築住宅グループ（☎<sup>011</sup>4399）

低利の融資で  
自宅の改良が  
行えます！

## 登別市住宅改良促進特別融資をご利用ください

市は、市民の住環境向上と市内関連産業の振興のため、住宅の改良を行う方を対象に、低利で融資を行っています。

### 新エネルギー関連改良 金利 年1.20%（固定）

平成25年度から金利が低くなり利用しやすくなりました（従来の金利：1.75%）。

- ・太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させる設備）
- ・風力発電設備（風力を発電に利用する設備）
- ・太陽熱利用設備（太陽熱を給湯や暖房、冷房などの用途に利用する設備）
- ・雪氷冷熱利用設備（雪や氷の冷熱を冷蔵や冷房などの用途に利用する設備）  
※雪や氷は、冷凍器を用いて生産したものを除く。
- ・燃料電池（燃料電池を利用して電気を発生させる設備）  
など

### 住宅のバリアフリー改良 金利 年1.75%（固定）

- ・床の段差解消
- ・手すりの設置
- ・出入り口や廊下の幅員確保
- ・浴室や洗面所の改修工事  
など

### 住宅の増改築や改修 金利 年1.95%（固定）

- ・住宅の増築
- ・浴室の改修
- ・住宅の全部・一部建て替え
- ・その他住宅本体の修繕
- ・屋根のふき替え
- ・住宅設備の取り換え
- ・内・外装の張り替え
- ・植樹・造園工事  
など
- ・塗装

● **対象** 次の全てに該当する方

- ・本人または家族が所有する住宅であること
- ・20歳以上の方で市内に住所を有すること
- ・市税を滞納していないこと
- ・安定した収入があること
- ・市内に本社や支店のある建設業者などにより工事すること
- ・取扱金融機関が指定する保証の措置を講じられること

※詳しくは取扱金融機関にお問い合わせください。

● **限度額** 300万円

● **保証措置や保証料** 金融機関の定めによる

● **担保** 原則無担保

● **融資期間** 10年以内

● **償還方法** 元利均等月賦返済

※ボーナスの併用もできます。

● **申込方法** 登別・室蘭市内の室蘭信用金庫、北海道銀行、伊達信用金庫、北洋銀行、北海道労働金庫で受け付け

問い合わせ 商工労政グループ  
(☎<sup>011</sup>2171)